

令和5年4月1日(土)から

証明書等料金を一部改定します

くわしくは 財政課 財政係 ☎0288-21-5162

●主な改定内容

受益者負担の適正化を図るため、住民票の写しなどの証明書等料金を一部改定します。ご理解、ご協力をお願いします。

証明書等の種類	件数	改定前(3月31日まで)	改定後(4月1日から)	問合せ
住民票の写し、戸籍の附票の写し	1通	200円	300円	市民課 ☎21-5111
居住証明書、身分証明書、その他の証明	1通			
住民基本台帳の閲覧	1人	100円	200円	
印鑑登録	1件	初回登録 200円 再登録 400円	初回登録 300円 再登録 500円	
印鑑登録証明書	1通	200円	300円	
所得証明書、住民税決定証明書、非課税証明書、所在証明書、営業証明書、その他の証明	1通	200円	300円	税務課(市民税係) ☎21-5113
納税証明書、完納証明書	1通	200円	300円	税務課(収納係) ☎21-5103
土地建物に関する証明書(評価証明、所有証明)	1件	200円 土地、建物合わせて5物件まで。以降、1物件超過ごとに20円加算	300円 土地、建物合わせて5物件まで。以降、1物件超過ごとに30円加算	税務課(資産税係) ☎21-5114
公簿、公文書の謄本(名寄帳写し)	1枚	200円	300円	
図面等の写し	1枚(A3以下)	200円 以降、1枚超過ごとに100円加算	300円 以降、1枚超過ごとに150円加算	税務課(資産税係) ☎21-5114
	1枚(A3超)	410円 以降、1枚超過ごとに200円加算	600円 以降、1枚超過ごとに300円加算	農林課(土地改良係) ☎21-5172
認可地縁団体告示事項証明書、認可地縁団体印鑑登録証明書	1通	200円	300円	地域振興課 ☎21-5147
農用地区域(外)証明書	1通	200円	300円	農林課(農政係) ☎21-5171
用途地域証明願	1通	200円	300円	都市計画課 ☎21-5102
境界確定証明書	1通	200円	300円	維持管理課 ☎21-5160

※市外局番はすべて「0288」

●コンビニ交付

コンビニに設置されている多機能端末機で、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「一般用所得証明書」「住民税決定証明書」を取得する場合は、従来どおり1通200円となりますので、ぜひご利用ください。なお、コンビニ交付で取得する場合は、マイナンバーカードが必要です。



●郵便請求

郵送による請求の場合は、令和5年4月1日以降に到着したものから、改定後の料金となります。ただし、令和5年3月31日以前に到着したものでも、令和5年度分の土地・建物に関する証明書、名寄帳の写しについては、改定後の料金となります。





日光市立小中学校の適正配置について

くわしくは 学校教育課 教育総務係 ☎0288-21-5181

児童生徒数の減少による学校の小規模化が進む中、**児**市教育委員会では、子どもたちにより良い教育環境の提供ができるよう、平成28年に策定した「日光市立小中学校の適正配置に向けた基本的な考え方」の見直しを行いました。

教育委員会では、この見直しをした「基本的な考え方」を基に、最適な学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討し、小中学校の適正配置を進めていきます。

◎適正配置に向けた基本的な考え方

- ・**教育的な観点**…一定の規模の児童生徒数の確保・教職員数の配置を考慮して検討します。
- ・**地域コミュニティの核としての性格への配慮**…学校が持つ多様な機能にも留意し、児童生徒・未就学児の保護者の意見を踏まえ、地域の方たちとの相互理解を図りながら検討します。
- ・**小中一貫教育**…小・中学校の9年間の子どもたちの人間関係づくりや教育活動の連続性・一貫性を考慮し、将来に向け、施設一体型の小中一貫校(義務教育学校)の整備・配置を視野に入れた検討をします。

◎適正配置の検討基準

・学習環境から…

検討基準	対応
全学年で単学級となることが見込まれる場合(小規模校)	学校統廃合等の必要性や時期について検討を開始し、将来の児童・生徒数の動向等を注視していく。
複式学級の編成が見込まれる場合(過小規模校)	学校統廃合等の適否について検討を開始する。

※地域から統廃合の要望があった場合も検討を進める

・通学環境から…

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4 km以内	おおむね1時間以内 *公共交通機関の利用 *スクールバスの検討
中学校	おおむね6 km以内	

◎適正配置の進め方

適正配置の手法案を基に、地域・保護者の方たちとの意見交換会などでの意見を踏まえ、その学校の適正配置の適否について検討を進めます。

・適正配置の手法の例…

- ・学校の統合(新たな学校として設置) ・分校の設置
- ・学校の分割(分離統合) ・通学区域の分割

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が始まり、利用申し込みをすることで、医療機関・薬局などで使えるようになりました。また、マイナンバーカードでは、診療・薬剤・医療費・特定健診情報などを見ることが出来ます。今回は、マイナンバーカードの健康保険証利用について、疑問にお答えします。

Q1 マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を将来的に廃止すると聞きました。マイナンバーカードは、必ず作らなければいけないのでしょうか？

A1 マイナンバーカードは申請に基づき交付されるもの、という点は変わりません。また、マイナンバーカードがなくても、今までどおり保険診療を受けることができます。受診する際、マイナンバーカードがあることによつて、診療記録などをその場で引き出すことができるようになります。データに基づいた、より良い医療を受けられるようになります。

Q2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか？

A2 マイナンバーカードを再発行する必要がある場合、現在の受け取りまでの期間を短縮し、長くても10日間程度でカードを受け取ることができるよう検討しています。また、手元にマイナンバーカードがない状態でも保険診療などを受けられるよう対応していきます。

Q3 マイナンバーカードを落とすと、税や年金、医療などのさまざまな情報が流出することが怖いのですが、本当に大丈夫ですか？

A3 マイナンバーカードのICチップに記録されているのは、氏名・住所・生年月日・性別と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。落とししたマイナンバーカードを取得しても、本人以外は、税や年金、医療などの情報を見ることはできません。また、不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっています。

Q4 マイナンバーカードから、自分の個人情報が出ることはないのですか？

A4 マイナンバーカードを利用して個人情報を見ることが出来るのは、手続きを行う行政職員だけです。また、担当業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることができません。業務上、行政機関間であなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナンバーのあなたのサイトから、そのやり取りの内容をすべて確認できます。

マイナンバーに関する問合せ先…コールセンター ☎0120-95-0178

※受付日時…平日…午前9時30分～午後8時／土曜・日曜日、祝日…午前9時30分～午後5時30分

※マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付

